

会津地域（福島県耶麻郡）のしいたけ栽培農家が平成23年の風評被害による減収により栽培用材料が購入できなかったため平成24年の栽培も断念したが、同年6月以降の逸失利益の賠償を東電に拒否されたところ、原発事故との因果関係を認めて賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

損害項目	営業損害（逸失利益）
金額	金186万6043円
期間	自平成24年6月1日 至平成25年4月30日

### 2 和解金額

申立人及び被申立人は、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、被申立人が申立人に対し7万6725円を支払い済みであること及びその残額として被申立人には申立人に対し178万9318円の支払義務のあることを確認する。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月27日

（仲介委員 神村大輔）